

農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会

(第28回)

議題(1)

農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会（第28回）

令和8年2月26日（木）

13:35～13:50

農林水産省消費・安全局第1会議室（リモート開催）

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

（1）農薬の登録申請において提出すべき資料の試験方法について

午後1時35分 開会

○宇井農薬対策室長 それでは、定刻を過ぎておりますので、ただいまから農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会（第28回）を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

農薬対策室長の宇井でございます。部会長に議事をお願いするまでの間、司会進行を務めさせていただきます。

本日の部会でございますけれども、リモートでの開催となっております。委員の皆様におかれましては、差し支えなければ常時カメラをオンにしていいただければと思います。

また、発言の御希望等ございましたら、画面右側の参加者一覧の「挙手」のアイコン、こちらを押していただきまして、御発言をお願いしたいと存じますが、急を要する場合等必要があれば、部会長からの合図を待たずに御自身でミュートをお外しいいただきまして、御発言いただくことについては差し支えございません。

また、チャットボックス機能もございますので、万が一、音声等のトラブルが発生いたしましたら、こちらの機能を御活用いただいて御連絡いただければ幸いです。

続きまして、本日の委員の出席状況でございます。

本日は本部会に属していただいております委員の方2名、それから、臨時委員の方1名、専門委員の方3名に御出席をいただいております。

本部会でございますけれども、農業資材審議会令第7条第1項で委員及び臨時委員の過半数の御出席で会が成立すると規定されてございます。本日は、委員及び臨時委員全員の御出席をいただいておりますので、本部会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

本日の議題でございますけれども、議題（1）につきましては「農薬の登録申請において提出すべき資料の試験方法について」でございまして、こちらは公開での議事になります。

続きます議題（2）から議題（4）につきましては、個別の農薬原体の成分規格に関して御議論いただくものでございます。御議論に当たっての資料でございますけれども、こちらは農薬原体の製造方法、それから、不純物の種類等、製造者が公表していない情報も含まれます。申請者の知的財産権の侵害を防止いたしまして、審議に必要な資料が悪意のある第三者への漏洩を懸念することなく申請者から円滑に提出されるようにするために、個別の農薬原体の成分規格に関する審議の議事、資料は非公開とさせていただきます。

なお、審議終了後には関連のファイルを削除いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

事前に皆様方には本日の資料を送付させていただいております。御確認をいただきまして、不備等ございましたら、会議の途中でも結構でございますので、事務局までお申出いただければと思います。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、水口委員にお願いいたたく存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○水口部会長 ありがとうございます。

本日は皆様御多用のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。ぜひ慎重かつ活発な御審議をお願いいたします。

本日の議題につきましては、先ほど御説明がありましたとおり、議題（１）として「農薬の登録申請において提出すべき資料の試験方法について」について公開で御審議をお願いします。

議題（２）から（４）として個別の農薬原体の成分規格に関して議論いただく予定としております。先ほど事務局から説明がありましたが、公開することにより特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがあることから非公開とさせていただきますので、御承知おきください。

それでは、議題（１）農薬の登録申請において提出すべき資料の試験方法についての審議に入ります。

事務局より資料３の説明をよろしくをお願いします。

○柴田農薬審査官 農業審査官の柴田でございます。よろしく願いいたします。

資料３に沿って御説明いたします。

農薬の登録申請において提出すべき資料は、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」という農林水産省消費・安全局長通知に規定されてございます。この通知において、人に対する影響に関する試験成績を提出することが要求されておりました、その試験成績の作成に用いる試験方法として、OECDのテストガイドラインが採用されております。

この通知の発出以降、OECDのテストガイドラインの改訂に対応して、人に対する影響に関する試験成績については、令和元年６月に経皮吸収及び圃場における農薬使用者暴露に関する試験成績、令和３年８月に28日間反復吸入毒性、21/28日間反復経皮投与毒性及び90日間反復経皮投与毒性に関する試験成績の提出要求を追加するとともに、これらの試験成績の作成に用いる新たなテストガイドラインを追加したところでございます。

今般、OECDにおいて新たに検討されたテストガイドラインのうち、現行の通知で要求している人に対する影響に関する試験成績に関し、その作成に用いることができると考えられるものが５件あることを踏まえまして、これらを通知に追加することを御提案したいと考えてございます。

追加対象のテストガイドラインは、眼刺激性に関するものが３件、皮膚感作性に関するものが１件、遺伝毒性に関するものが１件でして、下の表のとおりとなっております。各テストガイドラインの概要につきましては別紙にございますので、必要に応じて御参照ください。

２ページにまいりまして、１及び２は実験動物を用いない*in vitro*の試験方法、３及び４はそれら*in vitro*

試験結果を統合的に評価するための評価方法であり、昨今の動物愛護及び福祉の流れを受けて導入され、欧米を中心に評価への活用が進められているものでございます。また、5は哺乳類を用いた*in vivo*試験ですが、遺伝子突然変異を指標とする試験方法として新たにOECDで策定されたものでございます。

今般追加を御提案した5件のテストガイドラインで実施される試験成績は、主として農薬原体部会及び農薬使用者安全評価部会における評価にとって有用な資料となると考えられます。このため、これらのテストガイドラインを通知に追加することの可否については、両部会で御審議いただき、その結果を農薬分科会に報告することとしたいと考えてございます。

本件につきましては、先立って令和8年2月5日に開催された農薬使用者安全評価部会において審議いただいたところでございまして、農薬原体部会においても審議をお願いしたいと考えているものでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○水口部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等ございましたら挙手のアイコンを押していただくか御発言をお願いいたします。

○増村委員 増村です。

新しいOECDテストガイドラインを追加するという御提案ですので、賛成いたします。

以上です。

○水口部会長 ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

富澤委員から賛成ですというチャットをいただきました。

○藤代委員 藤代です。

特に問題ないと思います。賛成です。

○水口部会長 ありがとうございます。

○栗形委員 栗形も賛成です。

○水口部会長 ありがとうございます。

○西委員 賛成いたします。

○水口部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、御賛成が得られたようですので、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」に資料3のOECDのテストガイドラインを追加することについて、本部会として了承するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。

では、今後もし修正が必要になったときには、事務局の方で修正について対応していただき、その修正案は農薬使用者安全評価部会長及び農薬原体部会長一任ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、農薬の登録申請において提出すべき資料の試験方法についてに関する審議は以上といたします。

○農薬対策室長 御審議いただきまして、ありがとうございました。

今後、農薬分科会への報告等、所要の進めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○水口部会長 よろしくお願ひします。

午後1時50分 終了